

女川町犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、女川町犯罪被害者等支援条例（令和5年女川町条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は重傷病（負傷又は疾病（精神的な疾病を含む。）であって、医師の診断により全治1月以上の加療を要するものに限る。以下同じ。）をいう。
- (3) 犯罪被害者 犯罪行為により犯罪被害を受けた者であって、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において女川町内に住所を有していたものをいう。

(遺族支援金の支給対象)

第3条 条例第7条第1号に規定する遺族支援金の支給を受けることができる者は、犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族のうち次項及び第3項の規定により第1順位遺族となる者（以下「第1順位遺族」という。）とする。

2 前項の遺族の範囲は、犯罪被害者の死亡の時に於いて次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）
- (2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

3 前項に規定する遺族の順位は、同項各号の順序とし、同項第2号

及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

- 4 前3項の規定により、第1順位遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、当該第1順位遺族全員に対してなされたものとみなす。

(傷害支援金の支給対象)

第4条 条例第7条第2号に規定する傷害支援金の支給を受けることができる者は、犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者であつて当該犯罪行為を受けた日から引き続き女川町内に住所を有している者(犯罪行為を受けた時から引き続き女川町内に住所を有していない者であつて、町長が特別の理由があると認める者を含む。)とする。

(支援金の支給の制限)

第5条 町長は、次に掲げる場合には、遺族支援金、傷害支援金及び死体検案費用支援金(以下「犯罪被害者等支援金」という。)を支給しないことができる。

- (1) 犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第1順位遺族(第1順位遺族が2人以上あるときは、そのいずれかの者。以下この条において同じ。)と加害者との間にアからウまでのいずれかに該当する親族関係があるとき。

ア 夫婦(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた場合を含む。)

イ 直系血族(親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあつた場合を含む。)

ウ 3親等内の親族(ア又はイに掲げるものを除く。)

- (2) 犯罪被害者又は第1順位遺族が犯罪行為を誘発したときその他当該犯罪被害について、犯罪被害者又は第1順位遺族にも、その責めに帰すべき行為があつたとき。

- (3) 前2号に定めるもののほか、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、犯罪被害者等支援金を支給することが社会通念上適切でないとき。

(遺族支援金の額の調整)

第6条 傷害支援金の支給を受けた者が死亡した場合(当該傷害支援金の支給に係る犯罪行為による被害に起因して死亡した場合に限る。)における遺族支援金の額は、条例第7条第1号の規定にかか

ならず、同号に定める額から既に支給した傷害支援金の額を控除した額とする。

(犯罪被害者等支援金の支給申請)

第7条 犯罪被害者等支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、女川町犯罪被害者等支援金支給申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 遺族支援金及び死体検案費用支援金を申請する場合
 - ア 犯罪被害者の死亡診断書の写し又は死体検案書の写し
 - イ 犯罪被害者の住民票の除票の写し
 - ウ 申請者と死亡被害者の戸籍謄本の写し
 - エ 死体検案費の内容や金額が確認できる書類（請求書の写し又は領収書の写し等）
 - オ その他町長が必要と認める書類
- (2) 傷害支援金を申請する場合
 - ア 犯罪被害者が受けた重傷病の発生日、その治療に要する期間及び状態に関する医師の診断書の写し
 - イ 犯罪被害者の住民票の写し
 - ウ その他町長が必要と認める書類

(犯罪被害者等支援金の支給決定等)

第8条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、内容を審査の上、犯罪被害者等支援金の支給の可否を決定し、女川町犯罪被害者等支援金支給（不支給）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(犯罪被害者等支援金の支給決定の取消し等)

第9条 町長は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、犯罪被害者等支援金の支給決定を取り消し、又は既に支給した犯罪被害者等支援金の額に相当する金額の返還を求めるものとする。

- (1) 第5条に規定する犯罪被害者等支援金の支給の制限に該当し、犯罪被害者等支援金の支給決定を取り消すことが適当であると町長が認めるとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により犯罪被害者等支援金の支給決定又は犯罪被害者等支援金の支給を受けたとき。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定

める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。